

◆医療費控除を受ける人

●支払った医療費の領収書や明細書
●生命保険や医療保険の高額療養費などで補てんされる金額の明細書
●介護保険高額介護サービス費支給決定通知書

※おむつ代の医療費控除を受けるときは、領収書と医師のおむつ使用証明書が必要。ただし、介護保険被保険者のおむつが必要と認められる人は、2年目から市が発行する確認書と領収書で控除を受けることができます。詳細は本庁・高齢者支援課へお尋ねください。
※国民健康保険の高額療養費支給額明細書が必要な人は、保険証を持参し、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課で申請してください。

◆生命保険料、地震保険料控除を受ける人

●支払った保険料の証明書
●雑損控除を受ける人
●被災証明書

税源移譲に伴い 市・県民税の減額や還付が受けられます

税源移譲により、平成19年から所得税と市・県民税（住民税）のしくみが変わっています。これに伴い、「平成19年に所得が大幅に減って所得税がかからなくなった人」や「平成19年の所得税から住宅ローン控除額をすべて控除できなくなった人（6ページ参照）」は、市・県民税の減額や還付を受けられる場合があります。

①平成19年に所得が大幅に減って所得税がかからなくなった人に増額分の住民税を還付！

税源移譲により、平成19年度の市・県民税が増額した分は、同19年分の所得税が減額されているため、納税者の負担は基本的には変わりません。しかし、平成19年の所得が大幅に減り、所得税がかからなくなった人は、税源移譲による所得税の減額の影響を受けずに、市・県民税の増額の影響のみを受けてしまうことになるため、すでに納付済みの同19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となつた分を還付する経過措置がとられます。この措置は、同19年度分の市・県民税にのみ

●被害を受けた住宅・家財の明細書や、支払った修繕費などの領収書
●損害保険などで補てんされる金額の明細書

◆障害者控除を受ける人

●障害者手帳または障害者控除対象者認定書
※同認定書は、身体や精神に障害がある65歳以上の人で、その障害が①身体障害の1〜6級②知的障害の軽度・中度・重度③寝たきり、と同じ程度と認められる人に発行します。①②は本庁・社会福祉課で、③は同・高齢者支援課で申請してください（牛深支所・保健福祉課とその他の支所・市民生活課でも申請できます）。

◆市・県民税の申告について

●市・県民税の申告についての詳細は、本庁・市民税課 市民税係 ☎11111 内線 1145 または各支所・総務振興課税務担当係へ。
◆所得税の申告についての詳細は、天草税務署 ☎22510へ。

◆減額措置が適用される人のイメージ

所得税	【税源移譲前】	【税源移譲後】	【減額措置適用】
	30万円	平成19年分の所得税 0円	平成19年分の所得税 0円
市・県民税	15万円	平成19年度の市・県民税 25万円	減額措置を適用し、税源移譲前の税額まで減額します

所得税の減額の影響は受けられないのに、市・県民税は10万円増えています

適用されます。なお、還付を受けるためには申告書の提出が必要です。
■申告書の提出期間 7月1日④から同31日⑤まで。
※申告書の提出方法などの詳細は、決まりたい市政だより天草などでお知らせします。

市・県民税の申告日程

月日	対象地区		申告会場
	9:00~12:00	13:00~16:00	
【牛深地区】※天草町向辺田と河浦町四名田・綿内を含む			
2/14⑥	深海町下平		下平生活改善センター
2/15⑤	深海町浅海		浅海生活改善センター
2/18⑧	深海町東多々良	深海町舟津	ふかみふれあいセンター
2/19⑩	深海町中浦		
2/22⑫	牛深町岡東		牛深支所 2階会議室
2/25⑭	牛深町岡東		
2/26⑯	牛深町岡一区~四区	牛深町船津、真浦	
2/27⑰	牛深町加世浦		
2/28⑱	牛深町宮崎	牛深町鬼塚	
2/29⑲	牛深町天附	牛深町天附、元下須	
3/3⑳	久玉町山の浦	久玉町内の原	山の浦生活改善センター/内の原公民館
3/4㉑	久玉町吉田	久玉町大脇、上揚	くたまふれあいセンター
3/5㉒	久玉町村田、かじや	久玉町明石、中の浦、大の浦	
3/6㉓	二浦町亀浦		二浦地区多目的研修集会施設
3/7㉔	二浦町早浦	天草町向辺田、河浦町四名田・綿内	
3/10㉖	魚貴町浦越、福津	魚貴町池田	魚貴交流促進センター
3/11㉗	魚貴町一区、二区	牛深町茂串	魚貴町集会所/茂串公民館
3/12㉘	牛深町須口		須口健康センター
3/13㉙・14㉚・17㉛	予備日		牛深支所 2階会議室
【有明地区】			
2/14⑳	大浦山浦、船津、横洲、東	大浦白当、大間崎、桑の浦、小畦・水車	大浦公民館

月日	対象地区		申告会場
	9:00~12:00	13:00~16:00	
2/15㉜	楠浦下毛、山浦、中津浦	楠浦下村、江の浦、蛤	楠浦公民館
2/18㉝	須子北区、東区、祇園区	須子中央区、昭和区、西区	須子公民館
2/19㉞	赤崎1区、2区、3区	赤崎4区、5区、6区、7区	有明保健センター
2/20㉟	上津浦1区、2区、3区	上津浦4区、5区、6区、7区、8区、9区	上津浦公民館
2/21㊱	下津浦下、迫、平	下津浦宮本、山浦	下津浦公民館
2/22㊲	小島子上、下	大島子鷺口、上・園田	島子公民館
2/25㊳	大島子入角・鬼塚、下・江口	大島子船津、中津、東沖の田、西沖の田、大矢	
【御所浦地区】			
2/26㊴	村・向、唐木崎	古屋敷、元浦、大浦	御所浦島開発総合センター
2/27㊵	上脇、下脇、上竹地	下竹地、越地、外平	御所浦漁村センター
2/28㊶	牧本、長浦、樺の木(9:00~11:30)	横浦、杉浦、崎浦	あここの里ふれあい館/横浦島コミュニティセンター
【倉岳地区】			
2/29㊷	境目	浜田	倉岳漁村センター
3/3㊸	西ノ原	オツ原、大宮田	倉岳老人憩いの家
3/4㊹	引地、中浦	向名桐、名桐	
3/5㊺	松尾、小浦、新町	中原、家久栄、赤仁田、平野	倉岳多目的研修集会施設
3/6㊻	南平、旭、目玉	山崎、上揚、鳴川	
3/7㊼	曙、倉本	小崎、歳川、横道	
【栖本地区】			
3/10㊽	大河内、中河内(大原、大平、中ノ門)	中河内(中村)、下河内	栖本福祉会館
3/11㊾	打田、村(上、下、松尾)	村(平の口、白洲団地、白洲西団地)、山浦	

月日	対象地区		申告会場
	9:00~12:00	13:00~16:00	
3/12㊿	川下	湯船原上、湯船原下(樋ノ口、野田迫、梅迫)	栖本福祉会館
3/13㊱	湯船原下(中町、新町、本町、住宅)、浜、古江(久木山上、久木山下、中)	古江(松葉、井手尾、辻)、稚児崎	
【新和地区】			
2/26㊲	小峰、下大多尾、大多尾中央	浦方先、浦方中、浦方新開、長野、天檜、横島	大多尾公民館
2/27㊳	馬場下、渡ノ浦、平、棒の鶴、馬場上、切越	諏訪、宮地浦、高二、立	新和町民センター
2/28㊴	釜、大宮、大宮地中央、中浪、中山	碓石上、碓石下	中田公民館
3/14㊵	村中、東	西、港	
【五和地区】			
2/14㊶	1区	2区、31区	五和町コミュニティセンター
2/15㊷	3区、4区	5区	
2/18㊸	6区、7区、8区、9区	10区、11区、12区	鬼池公民館
2/19㊹	13区・14区・29区	15区、16区、17区、18区、30区	五和漁村センター
2/20㊺	19区(島上1~6、島下1~5)	19区(島下6~8)、28区	
2/21㊻	20区	21区	地域交流センターおおくす
2/22㊼	22区、23区	24区	
2/25㊽	25区	26区、27区	

月日	対象地区		申告会場
	9:00~12:00	13:00~16:00	
【天草地区】※天草町向辺田は【牛深地区】の日程をご覧ください			
2/29㊾	上、中(川向)	中(佐世布河内、六本木)、下	福連木多目的集会所
3/3㊿	轟、湯の本	長畑、宮の本	天草町民センター
3/4㊱	諏訪、元向内峰、大庵皿山	白木、中向、宮の平、松下、上河内大野	天草支所
3/5㊲	中央、越崎、野中	浜里、横浜、唐崎、軍ヶ浦	大江漁村センター
3/14㊳	下田南		下田南公民館
【河浦地区】※河浦町四名田・綿内は【牛深地区】の日程をご覧ください			
3/6㊴	松崎、西高根、舟津	本郷北、本郷南、女岳出、女岳外、上平	宮野河内出張所
3/7㊵	下町、中町、船津、向江	志茂、西河内、大川内、小島	富津出張所
3/10㊶	上津留、下津留	立原、市平	新合出張所
3/11㊷	板之河内、今村	益田、葛河内、十三野、平野	河浦支所
3/12㊸	白木河内	倉田、中村、下田	
3/13㊹	古江、路木	久留、主留	
※本庁・市民税課や各支所・総務振興課での申告はできません。 ※青色申告や譲渡所得申告、住宅借入金などの特別控除を初めて受ける場合の申告は、税務署で申告してください。			
所得税確定申告の日程			
●2月18日㊿~3月17日㊱(土・日曜日を除く) 午前9時~午後5時/天草税務署			
●2月20日㊲・翌21日㊳ 午前9時~午後5時/牛深支所			